

介護老人保健施設運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人本庄福島病院（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人保健施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 施設の従業者は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理のもとにおけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、自ら傷つけ他人に害を与える（以下「自傷他害」という。）の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわないものとする。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者とのと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるものとする。
- 7 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在)

第3条 施設の名称及び所在は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設彩の苑
- (2) 所在 埼玉県本庄市千代田1-1-21

(職員の職種、員数)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 副管理者 | 1人 |
| (3) 医師 | 1人以上 |
| (4) 看護職員 | 10人以上 |
| (5) 介護職員 | 24人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 2人以上 |
| (8) 栄養士又は管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務職員 | 1人以上 |

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 副管理者は、円滑な経営管理及び人事管理を補佐する。
- (3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医

療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、献立の作成、嗜好調査及び残食調査等を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、施設運営に必要な事務に従事する。

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、100人とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議により作成される施設サービス計画に基づき、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、リハビリテーション実施計画書に基づくリハビリテーション、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 施設等の区分は、介護老人保健施設（従来型個室・多床室）・在宅強化型体制とする。

(利用料その他の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の利用料として、居住費、食費、利用者が選定する特別な室料及び利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により、支払を受けることとする。
- 3 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

- （1）施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供するものを摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第7条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする
- （2）面会は、午前9時から午後7時までとする。
- （3）消灯は、午後9時とする。
- （4）外出・外泊は、サービスステーションで所定の用紙に必要事項を記入する。
- （5）飲酒・喫煙は、原則として禁止とする。
- （6）火気類の持込みは、防火管理上、禁止とする。
- （7）設備・備品の利用は、施設の許可に基づく。
- （8）所持品等の持込みは、施設の許可に基づく。
- （9）金銭・貴重品の管理は、事務室にて行う。
- （10）外泊時等の施設外での受診は、必ず連絡をすること。
- （11）ペットの持込みは、禁止とする。
- （12）営利行為、宗教の勧誘、署名活動、特定の政治活動は、禁止する。
- （13）他の利用者への迷惑行為は、禁止する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、施設の従業者を充てる。

(2) 火元責任者には、施設の従業者を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災や地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練定期的に実施する。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症管理体制)

第14条 施設は、施設内での感染症予防、感染症発生時の対応の徹底を図るため、感染症対策委員会を設置し、感染症対策マニュアルを定め、感染症管理体制の徹底を図る。

- (1) 委員長には、管理者を充てる。
- (2) 委員には、看護職員全員、その他の部署の代表者を充てる。
- (3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたととき開催する。
- (4) 委員会は、施設内感染リスクの評価、感染対策指針の作成・運用、地域における感染症発生状況の把握、情報収集、分析、施設内感染対策の総合評価を行う。
- (5) 管理者は、従業者に対して感染予防に関する研修の機会を確保し、感染症管理体制の強化に努める。

(事故に対する安全管理体制)

第15条 施設は、介護・医療事故の防止、発生時の適切な対応を行い、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束廃止に向けた取組)

第16条 施設は、利用者の人間としての尊厳を守り、QOL（生活の質）を損なわないために、身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止マニュアルを定め、身体拘束廃止に向けた取組を行う。当施設では原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむ

を得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第17条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。）

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡の予防体制)

第18条 施設は、褥瘡の予防のために、褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡対策マニュアルを定め、褥瘡対策への体制の確保に努める。

(1) 委員長には、管理者を充てる。

(2) 委員には、看護職員全員、その他の部署の代表者を充てる。

(3) 委員会は、毎月1回及び委員長が必要と認めたとき開催する。

(4) 委員会は、褥瘡対策計画書作成、利用者の全身管理、褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療法、ケア方法についての統一的な情報管理を行う。

(5) 管理者は、従業者に対して褥瘡予防に関する研修の機会を確保し、施設全体で褥瘡予防に向けた取組を行う。

(従業者の服務規律)

第19条 従業者は、介護保険関係法令及び個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わない。
- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力する。

(従業者の質の確保)

第20条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(従業者の勤務条件)

第21条 従業者の勤務条件は、別に定める就業規則による。

(従業者の健康管理)

第22条 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務従事者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。また、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び万円の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（個人情報保護）

第24条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の了承を得るものとする。

（守秘義務）

第25条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 この規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、料金の設定、苦

情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設法人の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。